

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 ボランティア活動振興基金
ボランティア活動機器・備品等助成事業実施要綱

1 目的

ボランティア活動に必要な機器・備品等の整備に対する助成を行い、もって地域におけるボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

2 対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 石川県内のボランティア団体で市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）または県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に登録している団体。
- (2) 営利を目的としない団体。
- (3) 1年以上の活動実績があり、構成員5名以上で、年間活動回数が6回以上の団体。
- (4) 前年度に本助成を受けていない団体。

3 対象の物品

- (1) 石川県内の福祉ボランティア活動で継続的に使用する機器・備品とする。
(原則として消耗品は除く)
- (2) (1) に該当するものであっても、次のものは対象外とする。
 - ①購入しようとする機器・備品に対して、他の機関から助成を受けているもの
 - ②営利や政治・宗教活動を目的とする活動に使用するもの
 - ③他の団体や公共施設の備品となりうるもの
 - ④取付工事費など間接費にあたるもの
- (3) その他、県社協ボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が適当と認めるもの。

4 助成額

- (1) 1件あたりの上限は、10万円とする。
(必要経費の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
- (2) 予算総額は、年度当初に公表する。
- (3) 申請総額が予算総額を超える場合は、申請額を減額査定して助成額を決定する。

5 申し込み

様式第1号による申請書を、登録する市町社協を経由のうえ県社協に提出する。

6 助成の決定

- (1) 助成の決定は、運営委員会が行い、採否に関わらず申請者に書面で通知する。
- (2) 助成を受ける団体は、様式第2号により助成金を請求する。
- (3) 県社協は、様式第2号で指定のあった口座に助成金を送金する。(個人名義の口座以外)

7 助成金の使途変更または中止

- (1) 原則として、申請した機器・備品等以外の購入は認めない。
- (2) やむを得ない事情で変更、または中止するときは、様式第4号により申請を行う。

8 機器・備品等の管理

- (1) 助成を受けた機器・備品等には、石川県社会福祉協議会ボランティア活動振興基金のシールを貼付し助成を受けた団体が責任をもって管理するものとする。

9 事業実績の報告

- (1) 助成を受けた団体は、年度内に、様式第3号により助成金使途を含めた報告書を県社協に提出しなければならない。
- (2) 県社協は、広報誌等で広く県民に事業実績を報告する。

10 個人情報保護の取り扱い

- (1) 申請書及び関係書類に記載された個人情報については、助成先選考など本事業の目的以外には使用しない。

11 助成決定の取り消し

次に掲げる事項に該当する場合は、助成決定を取り消すことがある。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があると判明した場合
- (2) 期限までに事業が完了しない場合
- (3) 期限までに報告書が提出されない場合

12 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は運営委員会がこれを定める。

附則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は昭和59年11月2日から施行する。(改定)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。(改定)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。(改定)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。(改定)